

双 信 電 機 株 式 会 社 定 款

双 信 電 機 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、双信電機株式会社と称し、英文ではSOSHIN ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 蓄電器（コンデンサ）、その他の電子部品及びそれらの付属品の製造販売
2. 通信機械器具、電子計算機、電気計測器、その他の電子機器及びそれらの付属品の製造販売
3. 建物用電気設備及びそれらの付属品の製造販売
4. 前各号に関連する輸出入業務
5. 金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証等の金融業並びに会計、経理に関する事務の請負
6. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為
7. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長野県佐久市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3, 400 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨の請求をすることができる。

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 当社の株式に関する諸手続及びその手数料ならびに株主権行使の手続は、取締役会の決議をもって定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

- 第 11 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

- 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

- 第 15 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- この場合には株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定 員)

- 第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上 4 名以内とする。

(選任決議)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。
- 2 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会で定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をするときは、取締役会の承認があったものとみなす。
- 5 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める「取締役会規程」による。

(代表取締役)

- 第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 2 2 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

第 2 3 条 取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 2 4 条 取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 2 5 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
2 前項の規定にかかわらず監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 2 6 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 2 7 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 2 8 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当)

第 2 9 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
2 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを支払う。

- 3 前2項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第30条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社は、その支払の義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。